

〈お願い!〉 道路の「落下物」状況・落下防止措置を!

◆道路には様々な「落下物」があります、車のドライバーの方については落とさない措置をお願いいたします  
～鳥取自動車道の「落下物(一部)」と、「対処法他」について紹介です～

積み荷を落下させると道交法違反です!

脚立!

回収作業

自動車に積載している物を転落させたり、もしくは飛散させたりしないよう、防止措置を講じなければならぬと道路交通法で定められています。落下物は落とした車のドライバーの責任になります。

- ・出発前には、車両の整備点検と積み荷の固定状況を確認する。・過積載は絶対にしない。
- ・砂利や採石などを運搬する際はシートで覆い、飛散しないようにする。
- ・こまめに積荷の固定状況を確認する。・制限速度を守りスピードを出さない。

アルミサッシ!

対処法他

落とした時、  
見つけた時は!

道路緊急ダイヤル  
#9910  
までお電話ください

※道路の異状を24時間  
受け付けています。